

子ども会賠償責任保険 請求関係書類記入要領

書類名		記入要領
1	子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》	・事故の状況は「発生原因・状況・結果」について損害保険会社が判断しやすい内容でご記入下さい。
2	賠償責任保険保険金請求書	<p>★印鑑は押さないでください。</p> <p>②事故を起こされた方のお名前欄：加害者の方のお名前を記入してください。加害者の方が特定されない場合は、子ども会の代表者名を記入してください。</p> <p>④他の保険契約欄は、無い場合は無に〇をしてください。</p> <p>⑤ケガをされた方・損害を被った方(被害者)欄：被害者の方のお名前を記入してください。被害者が学校(又は法人)の場合は学校名(会社名)と校長名(代表者名)を記入してください。</p> <p>⑥事故日時と状況欄：事故日時と事故場所、事故状況等を記入してください。</p> <p>⑦保険金振込先欄：保険金振込先(1)にすべてを記入してください。会または代表者名義口座をお願いします。</p>
3	委任状	・該当子ども会代表者の住所・氏名を記入し押印してください。
4	お客様の情報に関する取扱い 兼 同意書	<p>・加害者の方が署名・捺印し、同意した日を記入してください。</p> <p>・加害者が未成年の場合、加害者の保護者(親権者)の氏名を記入してください。その際は、(被保険者)欄はお子様のお名前を記入してください。</p> <p>印もお忘れなくお願いします。</p>
5	賠償責任事故解決通知書	<p>・子ども会がすでに被害者(修理業者等を含む)に支払い済みの場合に作成します。</p> <p>・必ず領収書(原本)の提出が必要となります。</p> <p>・(最下段)被保険者欄は、該当子ども会代表者の住所・氏名を記入し押印してください。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> どちらかを提出します </div> <p>損害賠償に関する承諾書(免責証書)</p>	<p>・子ども会が被害者(修理業者等を含む)に支払わずに、保険会社から直接被害者(修理業者等を含む)に支払う場合に作成します。(免責額は差し引いて相手方に支払います)</p> <p>※状況によっては「示談書」となる場合があります。(別途ご相談)“被害者(損害賠償請求者)の方の捺印が必要となります。</p> <p>・被害者の方の同意が得られれば、1枚作成し、双方が(写)をとり、原本は請求書に添付してください。</p> <p>(写)で了解を得られない場合は、3通作成し双方分と請求書添付分を作成してください。</p> <p>※子ども会が支払済みの場合でも使用できます。”</p>
6	写真・修理明細(見積書等)・請求書・領収書貼付用紙	<p>・写真、修理明細・領収書等を貼付します。</p> <p>・写真は修理前・修理後が必要です。【車の場合は修理箇所、全体、ナンバープレート入りの写真が必要です。】他の貼付用紙でも可。</p> <p>・領収書は原本が必要です。(免責証書の場合は不要)</p>
7	全国子ども会賠償責任保険に係わる証明書類について	<p>・子ども会の活動中であることを、県・指定都市子連が証明します。[発信番号]を付し、都道府県・指定都市子連にて作成してください。印もお忘れなくお願いします。</p> <p>・名簿と行事計画書の添付もあわせてお願いします。</p>

2018.10.01改訂